

# 公文書等の中間段階における集中管理の 仕組みの検討のための基本的考え方

公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会  
報告書の概要を中心に

平成17年5月  
内閣府

# 基本的考え方

1. 公文書等は、現在及び将来の国民が共有すべき知的財産
2. 公文書館制度は、主権者である国民に対する政府の説明責任を果たすために不可欠な仕組みであり、民主主義の根幹を支える制度
3. 充実・強化される各国の公文書館制度
4. 現代の国の知的財産を保存していない我が国の公文書館制度

# 検討の視点

1. 歴史公文書等の利用を可能にするためには、現用文書の管理・収集・保存・選別の機能・制度が必要である。
2. 重要な公文書等の散逸を防止し、保存コストを低減させ、行政の効率化を図るためには、公文書等の集中管理が望ましい。
3. 現行の電子政府構築計画には、電子公文書を将来に国民に遺す視点が基本的に欠落しており、将来にわたって国民が公文書等を継ぎ目なく利用できるよう、適切な対応を取っていく必要がある。

# 必要な取組

1. 全ての公文書等について、媒体及び記録方法を問わず、作成から移管・廃棄及び歴史資料としての保存・利用に至るまで、文書のライフサイクル全体を視野に入れた適切な管理が必要
2. 情報技術の発達及び電子政府化の急速な進展や電子文書を原本とする公文書等の増加の影響を見極め、これに対応した公文書等の作成、管理、移管及び利用のあり方全般について、現用・非現用概念の見直しを含め、本格的な検討が必要

# 論点1：中間書庫システムの必要性

1. **現用段階から適切に保存されることの重要性**
  - 体系的保存のための必要性
  - 散逸に関するリスクをあらかじめ回避
  - 良好な環境下での保存
2. **保存期間満了後の公文書館への確実な移管**
  - 現用文書の適切な保存は、公文書館への確実な移管の前提
  - 保存期間満了時に公文書館への円滑な移管を確保
  - 現用段階における早期の評価・選別を可能にする
3. **行政コストの削減、効率化等**
  - 分散管理は、重要な公文書等の適切な保存及び行政コストの点で問題
  - 作成から長期間、文書作成省庁が保管することの必要性
  - 分散管理は、各省庁に貴重な公文書等の管理の負担を課すもの
  - 行政スペースの効率的活用を阻害

# 論点2：中間書庫システムの機能

## 1. 移管対象とすべき公文書等の範囲

- 類型的に公文書館への移管が予想される文書
- 歴史資料として重要である可能性の高い一定の種類の文書
- 内閣官房の臨時的な部局の廃止後の文書

## 2. 移送すべき時期

- 公文書等の作成後一律の期間(例：3年程度)を経過した後を原則とするか
- 活用頻度が文書類型により異なることに鑑み、ある程度の幅を持たせるか。

## 3. 移送の義務・任意性

- 散逸防止等の設置目的に照らし、義務的なものとするか。
- 国の機関における事務遂行等の必要性にかんがみ、一定の原則のもと任意的なものとするか。

## 4. 管理主体

- 諸外国の例に倣い、専門機関である国立公文書館が管理主体となる。
- 現在の国立公文書館法等を前提とした場合、形式的には内閣総理大臣が管理主体となる。この場合においても、国立公文書館の専門技能を活用することが必要ではないか。

## 5. 電子媒体による文書の「中間書庫」(長期保存)システムの構築(必要に応じ「現用・非現用」の区別の関係)

## 6. 「中間書庫」システム管理下にある行政文書を迅速適切に参照できる仕組みの整備

## 7. 情報公開法上の開示請求に対する対応

- 開示請求に対する処分は原省庁が行うが、文書探索などの点で、原省庁をアシスト

